

和歌山県役務の提供等の契約に係るオープンカウンター実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、和歌山県が発注する役務の提供等の契約について、和歌山県物品の購入、役務の提供等の契約に係る競争入札参加者の資格に関する要綱（令和5年和歌山県告示第1000号。以下「要綱」という。）に基づき、オープンカウンターを行う場合の手続等に関し、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、オープンカウンターとは、次条に定める対象業務の調達について、第5条に定める公告を行い、広く第4条に定める資格を有する者に見積書を提出させ、最も有利な条件を提示した者（以下「落札者」という。）との間に役務の提供等の契約を締結する契約方法をいう。

(オープンカウンターの対象業務)

第3条 オープンカウンターの対象とする業務（以下「対象業務」という。）は、要綱の別表に掲げられた業務種目に係る委託契約、請負契約及び賃貸借契約による役務の提供等の業務のうち、その契約の予定価格（賃借の契約にあつては、予定賃借料の年額又は総額。以下同じ。）が次の表に掲げる額の範囲内のものとする。ただし、対象業務であっても、条件付き一般競争入札その他の一般競争入札の実施を妨げるものではない。

契約の種類	予定価格（賃借の契約にあつては、予定賃借料の年額又は総額）
工事又は製造の請負契約（建設工事に係るものを除く。）	400万円以下
物件の借入れ契約	150万円以下
その他の契約	200万円以下

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、対象業務であっても、オープンカウンターの方法以外での随意契約によることができる。

- (1) 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号から第9号までの規定に該当する場合
- (2) オープンカウンターに付し、落札者がいない場合
- (3) オープンカウンターの落札者が契約を締結しない場合
- (4) 緊急の必要によりオープンカウンターに付することができない場合、オープンカウンターに付することが不利と認められる場合、オープンカウンターに付しても見積書の提出者が見込めない場合その他オープンカウンターに付することが適当でないときと実施

機関（対象業務の契約を締結しようとする本庁の課室、地方機関及び各種委員会等の事務局をいう。以下同じ。）が認める場合

（オープンカウンターへの参加資格）

第4条 オープンカウンターに参加できる者（業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織によりオープンカウンターに参加する場合は、構成員を含む。）は、次に掲げる要件を全て具備している者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 要綱に基づく競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。
- (3) 原則として、和歌山県内に本店を有する者（地方機関がオープンカウンターを行う場合にあっては、その地方機関の管内に本店を有する者）であること。
- (4) 要綱に基づく入札参加の停止を受けている者でないこと。
- (5) その他実施機関が定めたオープンカウンター参加資格要件を満たしている者であること。

2 前項の規定についての取扱基準その他オープンカウンターの実施についての取扱基準は、別に定める。

（オープンカウンター公告）

第5条 オープンカウンターを実施するときは、物品・役務電子調達システム（以下「電子調達システム」）への掲載及び実施機関での備付けの方法により公告するものとする。

2 前項の規定による公告（以下「オープンカウンター公告」という。）は、次に掲げる事項について、共通公告（別表第1）及び個別公告（別表第2）を例として行うものとする。

ただし、上記公告によらないものについては、独自様式により、公告を行うことができる。

- (1) オープンカウンターに付する事項
- (2) オープンカウンターに参加する者に必要な資格に関する事項
- (3) 仕様書を交付する場所及び期間
- (4) オープンカウンターの見積書の提出の場所及び期間（提出期限）
- (5) オープンカウンターの方法に関する事項
- (6) オープンカウンターの無効に関する事項
- (7) 落札者の決定に関する事項
- (8) 契約書の要否
- (9) その他オープンカウンターに関し必要な事項

3 オープンカウンター公告の期間は、オープンカウンターの見積書の提出期限の日の前

日から起算して、原則として5日（和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する休日（以下「県の休日」という。）を含む。）以上とする。

（仕様書等）

第6条 仕様書の配布又は閲覧等については、原則として、オープンカウンター公告の期間内において、実施機関が行うものとする。

2 実施機関は、仕様書に関する質問を仕様書等に関する質問書（別記第1号様式）により受け付けるものとし、原則として、オープンカウンター公告の日からオープンカウンターの見積書の提出期限の日の2日（県の休日を除く。）前までの質問受付期間を設けるものとする。

3 実施機関は、前項の質問に対し原則として、オープンカウンターの見積書の提出期限の日の前日（県の休日を除く。）までに書面（ファクシミリを含む。）により回答し、及びその内容を電子調達システムの掲載の方法及び実施機関での備付けの方法により公表するものとする。ただし、その内容が軽微なものにあつては、実施機関の担当者の口頭による回答のみとすることができる。

（オープンカウンターの見積書の提出）

第7条 実施機関は、オープンカウンターを行うときは、そのオープンカウンターに参加しようとする者に当該オープンカウンターに係る役務の提供等の契約について見積もった見積書を作成させ、オープンカウンター公告で定めた期間内に実施機関へ提出（電子調達システムを利用した見積書の提出、郵送または持参をいう。）させるものとする。この場合において、定められた見積書の提出期限までに提出（郵送の場合にあつては、実施機関への到達をいう。）されなかったものは、無効とする。

2 前項の見積書は、封筒に入れ密封して提出させるものとする。

3 実施機関は、前2項の規定によりオープンカウンターに参加しようとする者から見積書が封入された封筒が提出された場合には、その者についての第4条に規定する当該オープンカウンターへの参加資格を確認した上、開札（封筒を開封し、見積書を確認することをいう。以下同じ。）の日時まで厳重に保管するものとする。

（開札及び見積結果表の作成）

第8条 実施機関は、オープンカウンターの見積書の提出期限後直ちに、複数の職員により提出された見積書の開札を行わせるものとし、開札の結果（落札者の決定を含む。）については、オープンカウンター見積結果表（別記第2号様式）を作成させて整理するものとする。

（落札者の決定）

第9条 実施機関は、原則として、和歌山県財務規則第109条の規定により同規則第102条の規定に準じて定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な見積書の提出を行った者を落札者とする。

2 実施機関は、落札者の決定後、契約の締結の日までの間において、落札者（業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織によりオープンカウンターに参加した場合には、その構成員を含む。）が、第4条に定めるいずれかの要件を満たさなくなったときは、契約を締結しないものとする。

3 前項の規定による契約の不締結については、和歌山県は落札者に対して損害賠償責任その他の何らの責任を負わないものとする。

（オープンカウンター結果の公表）

第10条 実施機関は、オープンカウンターの結果について、次に掲げる事項を電子調達システムへ掲載して公表し、及び第8条の規定により作成した見積結果表の写しを実施機関での備付けの方法により公表するものとする。

- (1) 対象業務の名称
- (2) 見積書の提出期限の日
- (3) 実施機関の名称
- (4) 落札者の商号又は名称及び落札金額（落札者がいなかった場合には、その旨）
- (5) その他必要な事項

附 則

この要領は、平成21年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年1月10日から施行し、平成25年度予算に係る役務の提供等の契約についての簡易公開調達から適用する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年11月18日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年12月11日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年6月3日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

別記第1号様式(第6条関係)

仕様書等に関する質問申出書

年 月 日

和歌山県●●部●●局●●課 様

事業年度	年度	公告年月日	年 月 日
業務の名称			
質問者	住 所		
	商号又は名称		
	代表者職氏名		
	担当者の所属 及び職氏名		
	電話番号		
	FAX番号		
質問事項			

別表第1（第5条関係）〈例〉

共通入札公告(オープンカウンター・役務調達)

和歌山県が公告する物品及び役務の提供等の契約に係るオープンカウンターの個別公告に規定する項目のほか、各入札公告に共通の事項を次のとおりとする。

オープンカウンターに参加する者に必要な資格に関する事項
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の4の規定に該当しない者であること。
和歌山県物品の購入、役務の提供等の契約に係る入札参加資格停止要領（令和5年制定）に規定する入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。
和歌山県が行う調達契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要領（平成20年制定）に規定する排除措置を受けている者でないこと。
会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続又は再生手続開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けている者を除く。
和歌山県物品の購入、役務の提供等の契約に係る競争入札参加者の資格に関する要綱（令和5年和歌山県告示第1000号。以下「要綱」という。）に基づき競争入札参加資格者名簿に登録されている者（入札参加資格の停止の期間中である者を除く。）であり、その競争入札参加資格者名簿の業務種目が、個別公告に記載の種目であること。

質問に関する事項
仕様書のほか、このオープンカウンターに関する事項について質問がある者は、個別公告で示された日時までに、実施機関に対して、所定の書面（ファクシミリを含む。）により行うこと。
質問に対しては、原則として個別公告で示した日時までに、書面（ファクシミリを含む。）により回答し、その内容については、入札情報システムへの掲載の方法及び問合せ先での備付けの方法により公表するものとする。ただし、その内容が軽微なものにあっては、問合せ先の担当者による口頭による回答のみとすることができる。

見積等に関する事項
見積書等の提出について
見積書等は、所定の見積書に見積もる事項を記入し、電子入札システム、郵送又は持参により提出すること。
提出期間外に到達した見積書等は、理由の如何にかかわらず受理しないものとする。
一度提出された見積書等の書換え、引換え又は撤回は、認めないものとする。
見積書等の到着の確認の問い合わせには、一切応じないものとする。
落札者の決定にあたっては、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、端数金額を切り捨てるものとする。以下「契約希望金額」という。）をもって落札価格とするので、見積者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。 なお、見積者は、調達業務に係る一切の諸経費を含めた契約希望金額を見積もるものとする。
郵送により見積もる場合には、見積者の氏名、調達業務の名称及び見積年月日を表示した封筒に見積書を入れ密封すること。また、見積書を入れた封筒は外封筒に入れ、簡易書留等配達記録の残る方法で個別公告で示された日時までに、見積書提出先へ必着させること。
持参により見積もる場合には、見積者の氏名、調達業務の名称及び見積年月日を表示した封筒に見積書を入れ密封すること。また、見積書を入れた封筒は外封筒に入れ、個別公告で示された日時までに、見積書提出先へ持参すること。
見積の無効に関する事項
本公告に示した競争入札参加資格のない者及び以下に記載する無効な見積に該当する見積は、無効とする。
(1) オープンカウンターに参加する者に必要な資格のない者がした見積
(2) 同一事項のオープンカウンターについて、見積者が2以上の見積をした場合のそのいずれもの見積
(3) 明らかに談合その他の不正な行為によってされたと認められる見積
(4) 電子入札システムにより提出したものを除き、記名押印を欠いた見積書による見積
(5) 見積金額を訂正した見積書による見積
(6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭な見積書による見積
(7) その他オープンカウンターに関する条件に違反した見積

落札者の決定に関する事項	
	和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号。）第102条の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で、最も低い価格をもって有効な見積をした者を落札者とする。なお、落札方式が最高価格の場合は最も高い価格をもって有効な見積をした者を落札者とする。
	落札者となるべき同価の見積をした者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定するものとする。
	落札者の決定後、契約の締結の日までの間において、落札者が見積に参加する者に必要な資格の要件を満たさなくなったときは、契約を締結しないものとする。この場合において、本県は、その契約の不締結について、落札者に対して損害賠償責任その他何らの責任を負わないものとする。
	見積結果について見積結果表を作成して整理するものとする。
	天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、延期（中断を含む。）し、又は取りやめることができる。見積者が談合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争見積を公正に執行できない状況にあると認められたときも、同様とする。
	その他オープンカウンターの執行については、執行者が決定する。
	見積結果の公表は、入札情報システムに掲載すると共に、実施機関において閲覧により公表するものとする。

その他	
	この入札公告と、個別の入札公告に相違がある場合は、個別の入札公告を優先するものとする。
	この案件に関する必要な予算が成立しない場合には、当該入札は無効とする。なお、当該予算についての和歌山県議会の審議状況に応じて、当該入札を中止し、延期し、又は必要な変更を行うことがある。

この共通入札公告及び個別入札公告における用語の定義	
	「入札情報システム」とは、和歌山県が設置する和歌山県物品・役務電子調達システムの「入札情報」をいう。
	「電子入札システム」とは、和歌山県が設置する和歌山県物品・役務電子調達システムの「電子入札」をいう。
	「休日等」とは、和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項第1号及び第2号に規定する県の休日をいう。

入札公告

次のとおりオープンカウンターを行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の2第1項第1号、和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第108条及び和歌山県役務の提供等の契約に係るオープンカウンター実施要領（平成19年制定）第5条の規定に基づき公告する。

令和〇〇年〇〇月〇〇日
和歌山県知事 〇 〇 〇 〇

案件内容詳細

1 業務等の内容

(1) 調達年度・案件番号	〇〇年度 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
(2) 案件名称	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇業務委託
(3) 業務内容	〇〇〇〇〇〇を実施
(4) 税率	〇〇%
(5) 実施機関	〇〇〇〇課
(6) 契約期間	〇〇年〇〇月〇〇日（契約締結日） から 〇〇年〇〇月〇〇日 まで
(7) 予定価格（税抜き）	－（〇〇,〇〇〇,〇〇〇円）
(8) 入札方式	電子 + 郵送（持参）
(9) 落札方式	最低価格／最低制限価格設定なし
(10) 契約書の要否	要（否）
(11) 県議会の議決の要否	否（要）

2 入札参加資格

(1) 地域要件	和歌山県内本店
(2) 業務種目 （資格者名簿の当該業務種目に登載されていること）	〇 〇〇〇〇〇 / 〇 〇〇〇〇〇 かつ 〇 〇〇〇〇〇 / 〇 〇〇〇〇〇 または 〇 〇〇〇〇〇 / 〇 〇〇〇〇〇 * コンソーシアムによる参加可
(3) 許認可・資格等	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の資格を有していること
(4) 人材要件	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇を有すること
(5) その他	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇を有すること

3 入札・開札に関する事項

手続き	期間・期日・場所	留意事項
(1) 見積期間 (契約条項を示す期間)	〇〇年〇〇月〇〇日 (○) 9時00分から 〇〇年〇〇月〇〇日 (○) 17時00分まで	左記期間中に、システムから見積提出すること。 郵送等の場合は、同期間中に「4 実施機関」へ必着させること。 見積画面（見積書）の注意事項に留意すること。
(2) 質問受付期間	〇〇年〇〇月〇〇日 (○) 9時00分から 〇〇年〇〇月〇〇日 (○) 17時00分まで	質問書は「4 実施機関」へ電子メール、FAX又は持参すること。 FAX又は電子メールの場合は、必ず電話による質問書の到着確認を行うこと。
(3) 質問に対する回答期限	〇〇年〇〇月〇〇日 (○) 17時00分まで	システムへの掲載及び「4 実施機関」で閲覧に供する。 ただし、その内容が軽微なものにあつては、口頭により回答する。
(4) 説明会日時・場所	〇〇年〇〇月〇〇日 (○) 9時00分から <場所>〇〇〇〇〇 <住所>〇〇〇〇〇	
(5) 落札者の決定	見積書に記載された金額に当該金額の100分●●●に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、端数金額を切り捨てるものとする。以下「契約希望金額」という。）をもって落札価格とするので、見積者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の●●●分の100に相当する金額を見積書に記載すること。 なお、見積者は、調達業務に係る一切の諸経費を含めた契約希望金額を見積もるものとする。	

4 実施機関（問い合わせ先）

住所	〇〇〇市〇〇〇〇〇〇
課室名	〇〇〇〇課
担当者名	〇〇 〇〇
電話番号	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
FAX番号	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
e-mail	〇〇〇@pref.wakayama.lg.jp

5 特記事項

--

6 関係書類

<p>見積書 質問書 添付ファイル名 1 添付ファイル名 2 添付ファイル名 3 添付ファイル名 4 添付ファイル名 5</p>
--